「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の廃止

について

平成１８年１月３１日

閣議決定

　「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成１１年３月２３日閣議決定）は、その趣旨が行政手続法の一部を改正する法律（平成１７年法律第７３号。以下、「改正法」という。）による改正後の行政手続法（平成５年法律第８８号。以下「新法」という。）に引き継がれるため、改正法の施行に伴いこれを廃止する。ただし、改正法附則第２条第２項の経過措置により新法第６章の規定を適用しない命令等のうち、従来、意見提出手続を経て策定するものとして同閣議決定の対象であったものについては、なお従前の例による。